

## 鳩山町PR動画作成業務委託仕様書

### 1 業務名

鳩山町PR動画作成業務委託

### 2 履行期限

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

### 3 目的

新型コロナウイルス感染症収束後の積極的なシティプロモーションを実現するため、まちの魅力や特産品を発信するPR動画を制作するとともに、制作した広報物をSNS等で活用し、メディアへの露出獲得を強化することで、町の認知度・知名度の向上を促進し、交流人口の増加や将来的な転入促進を図る。

### 4 業務委託内容

本業務は、本町の魅力を実効的に表現したPR動画を制作し、制作したPR動画を活用したシティプロモーションを行うものである。本業務の実施にあたり、受注者は以下の点に留意し、発注者と十分な協議を行うこと。

#### (1) 町の魅力や特産品を伝えるPR動画の制作

- ①本町の魅力や特産品を踏まえ、本業務の目的のために効果的なPR動画を制作すること。
- ②PRするカテゴリー（後述）ごとにテーマを設定することとし、設定にあたっては町民参画を求めるものとする。（移住者や地域住民、商店・企業、団体、サークル、学生等と協働して制作内容の打ち合わせを随時実施した上で、コンセプト作りやストーリー作り、キャスティング、デザイン、ディレクション、事前調査及び取材活動等を含むPR動画制作全般を行うこと。）
- ③動画の内容については、注目を集める手法を用いて、町内外の多くの人が閲覧したいと思うような工夫を施すこと。
- ④PR動画のカテゴリー
  - ア 子育て世代の移住を推進するもの
  - イ ふるさと納税及び観光振興を推進するもの
- ⑤PR動画の内容
  - ア 「子育てのまち」「安心・安全なまち」の取り組みを、Uターンや移住を希望している子育て世代に伝えられる動画とすること。（アニメ・実写不問）
  - イ 子育て世代が興味を示すような“住んでみたい、行ってみたい”工夫が施されており、親しみやすく、共感を誘う内容とすること。
  - ウ 視聴機器やSNSツールを意識した構成とすること。
  - エ ④のカテゴリーごとに、町が意図する要件を的確に表現し、町特有の特色や魅力をはじめ、移住者や地域住民の暮らしぶりや特産品の生産者の想いを発信すること。
  - オ 町で充実した暮らしをしている移住者や地域住民、商店や企業、団体、サークル、学生等をPRすること及び町ホームページやSNSへ誘導させる

こと。

カ 訴求のある動画を制作するためのキャスティングとすること。

キ 視聴機器やSNSツールを意識した構成とすること。

ク 最近鳩山町で暮らし始めたUターン者や子育て世代の移住者を対象に、移住前後における暮らしの変化を伝え、特に、暮らしに良い変化が生じ、幸福度が高まった点を積極的にPRすること。

#### ⑥PR動画の長さや制作本数

上記④のテーマに基づき、下記の本数を制作すること

ア 120秒程度の作品を1本以上

イ 15～60秒程度の作品1本以上 合計2本以上制作すること

#### ⑦PR動画の規格

・WEB (YouTube) やSNSを通じて配信可能なデータ

・画面解像度は1920×1080、フレームレートは30fps程度

#### ⑧サムネイルの作成

撮影した映像を元に、加工や編集、テロップの挿入等により、YouTubeやSNS等で表示するための目を引くサムネイル用画像を作成すること。

⑨動画制作の各工程で可能な限り町職員との協働作業を組み込むなど、職員へのノウハウ研修を実施すること。

### (2) 出演者等に関する交渉及び費用負担

①受注者は、発注者と協議の上、可能な限り出演者に俳優やタレントなど、動画出演経験のある者をキャスティングするものとする。また、出演料は委託料に全て含むものとする。

②受注者は、町民参画にあたって、発注者と協議の上、PR動画への出演や協力等に関する交渉を行い、必要に応じて謝礼等を支払うこと。

③受注者は、PR動画の出演者に係る肖像権及びBGMの著作権等に関する調整を行い、WEBやSNSを通じて配信することの同意を得るとともに、必要に応じて料金を支払うこと。

## 5 納品する成果物

①作成した動画データを記録したDVD等の記録媒体2部。

※データを格納したDVD等のレーベル面に契約件名、作成日等の情報を印刷すること。

## 6 提出書類等

別添の委託契約約款に定める書類のほか、下記の書類を提出するものとする。

### (1) 実施状況報告書

業務工程表、打ち合わせ記録及び発注者の求めに応じた業務実施状況報告書

### (2) 業務完了届

### (3) その他、業務に要した資料であって、発注者が求める書類

## 7 支払方法

支払方法は、業務完了後の一括払いとする。

## 8 個人情報保護

受注者は、この契約による事務を処理するため発注者が保有する個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

## 9 注意事項

- (1) 本業務に係る全ての経費は委託金額に含まれるものとする。
- (2) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 受注者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権等の知的財産権は、発注者に帰属するものとし、その利用及び再編集は発注者において自由に行うことができるものとする。
- (5) 受注者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受注者は、本委託業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合にはその賠償の責めを負うものとする。
- (7) 受注者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、鳩山町個人情報保護条例（平成12年条例第22号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (8) 受注者は、事故等の緊急事態に備えて即時対応が可能な体制を整えておくこと。
- (9) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく発注者と受注者で協議して決定する。